

令和8年6月11日開催

付議事件

- 1 第46号議案 府中市武蔵国府跡施設条例
- 2 第47号議案 府中市立ふるさと府中歴史館条例の一部を改正する等の条例

○比留間利蔵委員長 付議事件1、第46号議案 府中市武蔵国府跡施設条例、付議事件2、第47号議案 府中市立ふるさと府中歴史館条例の一部を改正する等の条例の2議案を一括審議といたします。

担当者から説明を求めます。よろしく申し上げます。どうぞ。

○廣瀬真理子ふるさと文化財課長補佐 それでは、ただいま議題となりました第46号議案 府中市武蔵国府跡施設条例及び第47号議案 府中市立ふるさと府中歴史館条例の一部を改正する等の条例につきまして、一括して御説明申し上げます。

本件につきましては、市立ふるさと府中歴史館、以下「歴史館」といいます、は国史跡武蔵国府跡を中心とした本市の歴史と文化を広く市内外に発信する拠点施設としてその役割を果たしてきましたが、新庁舎「はなれ」等にその機能を移転することに伴い、廃止することから、歴史館条例を改正及び廃止いたします。また、歴史館の施設として位置づけていた国史跡武蔵国府跡に係る各施設について、適切に保存して次世代に確実に引き継ぐとともに、さらなる活用を進めていくため、改めて武蔵国府跡施設として整理し、管理運営するため、新たな条例として制定するものでございます。

まずは、第46号議案 府中市武蔵国府跡施設条例につきまして、議案書に基づきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

本条例は全部で18条で構成されております。第1条は目的を定めるもので、この条例は、府中市の市名の由来である武蔵国府跡を、適切に保存し誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐとともに、有効に活用することによりその魅力を発信し、もって市民の文化の向上に資するため、武蔵国府跡施設を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とすると定めております。

第2条は、本条例が規定する武蔵国府跡施設の名称と位置で、第1号、国衙跡保存展示施設、府中市宮町2丁目5番地、第2号、国司館と家康御殿史跡広場、府中市本町1丁目14番地と規定しています。

第3条は、武蔵国府跡施設で行う事業として、第1号、武蔵国府跡の保存及び管理に関する事、第2号、武蔵国府跡に係る調査研究を踏まえた普及啓発及び情報発信に関する事、第3号、武蔵国府跡に係る学習機会の提供に関する事、第4号、前2号に掲げるもののほか、武蔵国府跡の有効な活用及び魅力の発信に資する活動に施設を供することと規定しています。

第4条は、武蔵国府跡施設の公開について、武蔵国府跡施設は、文化財保護法第109条第1項の規定により指定を受けた史跡であることを踏まえ、原則として一般に公開し、その利用に供するものとする規定しています。

第5条は休業日について定めたもので、第1項、武蔵国府跡施設の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする、第2項、前項の規定に関わらず、府中市教育委員会、以下「教育委員会」といいます、が特に定めるときは、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができるとしております。

システム3ページに移りまして、第6条は利用時間で、武蔵国府跡施設を利用できる時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき

はこれを変更することができる」と規定しております。

第7条は、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、武蔵国府跡施設の利用を拒み、または制限することができるとするもので、第1号、公益を害し、または風俗を乱すおそれがあるとき、第2号、施設、設備もしくはこれらに附属する器具または資料等を損傷するおそれがあるとき、第3号、前2号に掲げるもののほか管理運営上支障があるときと規定しております。

第8条及び第9条は、国司館と家康御殿史跡広場、以下「史跡広場」といいます、の使用の許可及びその取消しに係る規定で、第8条第1項、国司館と家康御殿史跡広場の一部または全部を独占して使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない、第2項、教育委員会は、使用の許可に際して、史跡広場の管理運営上必要な条件をつけることができる、第9条、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、史跡広場の使用条件を変更し、または前条第1項の許可を取り消すことができる。第1号、この条例またはこれに基づく規則に違反したとき、第2号、使用の目的または使用条件に違反したとき、第3号、災害その他の事故により使用することができなくなったとき、第4号、前3号に掲げるもののほか、公益上特に必要があるときと規定しております。

第10条では、史跡広場の使用に係る使用料について、第1項、史跡広場の使用の許可を受けた者、以下「使用者」といいます、は市長に対して使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは後納することができる。ページが変わりまして、第2項、史跡広場の使用料は別表に定めるとおりとする」と規定しています。

恐れ入りますが、システムの6ページ、別表をお願いいたします。史跡広場の使用料として、石畳エリアと芝生広場は全面、ステージ周辺エリアに分けて、記載のとおりの使用料を徴収する規定としております。また、備考として、1、石畳のエリアの一部を、2、芝生広場の一部を、それぞれ使用する場合の使用料を規定しております。

恐れ入りますが、システム4ページにお戻りください。第11条、第12条は、使用料の減免、不還付についてで、第11条は、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる、第12条は、既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部または全部を還付することができる」としております。

第13条は、特別の設備等の使用についてで、使用者は、史跡広場に特別の設備を設け、または附属する器具以外の器具を使用しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

第14条は使用権の譲渡禁止で、使用者は、使用する権利を譲渡し、または転貸してはならないと規定しています。

第15条は使用後の原状回復についてで、第1項、使用者は、史跡広場の使用を終了したとき、または第9条第1号もしくは第2号の規定に該当して使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない、第2項、教育委員会は、使用者が前項に規定する義務を怠ったときは、使用者に代わって当該義務を履行し、その費用を使用者に負担させるものとするとし、第16条では、損害賠償の義務について、武蔵国府跡施設の施設、設備もしくはこれらに附属する器具または資料等を損傷し、または滅失した者は、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる」と規定しております。

第17条は、武蔵国府跡施設内においては、教育委員会の許可を受けずに物品を販売し、または営業行為をしてはならないとし、販売または営業行為の禁止について規定しております。

第18条は委任で、この条例の施行について必要な事項は教育委員会が定めるとしてお

ります。

最後に付則としまして、ページが移りまして、1、この条例は、令和8年9月1日、以下「施行日」といいます、から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。2、史跡広場の使用の許可に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができるとして、施行期日と準備行為について規定しております。

第46号議案についての説明は以上となります。

続きまして、第47号議案 府中市立ふるさと府中歴史館条例の一部を改正する等の条例について御説明させていただきます。恐れ入りますが、第47号議案をお開きください。本案は、市立ふるさと府中歴史館の廃止等に伴い、所要の改正等を行うものであります。システム2ページをお願いいたします。

第1条は、武蔵国府跡施設について新たに条例を制定し、管理及び運営に必要な事項を定めることとしております。このため、これまで本条例に規定していた武蔵国府跡施設に係る事項を本条例から削除するとともに、削除に伴い、条文全体の整合を図るため、文言の整理及び条、号の繰上げを行うものでございます。具体的にはシステム2ページから5ページまで、右側が改正前、左側に改正後を記載しております。

システム5ページをお願いいたします。第2条は、府中市立ふるさと府中歴史館条例を廃止するものでございます。

最後に付則でございますが、第1条の規定は令和8年9月1日から、第2条の規定は令和8年12月29日から施行するものとしております。これは、第1条については武蔵国府跡施設条例の施行日、第2条については市立ふるさと府中歴史館の廃止日にそれぞれ合わせたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 比留間利蔵委員長 それでは、説明が終わりました。これより一括議題の2議案について質疑・意見を求めます。宮田委員。
- 宮田よしひと委員 御説明ありがとうございます。これまで史跡広場では、まちづくり府中をはじめとする関係団体による様々なイベントが実施されてきたものと認識しております。これまでどのようなイベントが実施され、それぞれどのような反響や成果があったのか、また、今後イベントを実施していく中で、近隣住民への騒音への配慮や、通行人、来場者の安全管理など様々な課題があると考えますが、市の認識について伺います。お願いします。
- 比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。
- 藤原裕司ふるさと文化財課文化資源活用担当副主幹（兼）中心市街地活性化関連事業推進担当副主幹 これまでどのようなイベントが開催されたかでございますが、令和4年度より、国司館地区においては様々な実証実験を積み重ねておまして、府中お月見ナイトピアガーデンですとかグルメフェスティバル、史跡の夜間のライトアップ、朝マルシェ、またジャズイン府中などの音楽イベント等を開催してきております。その成果でございますが、かなり多くの、1,000名以上の利用者が来場いただくようなイベントもございまして、その動線ですとか、周辺の道路環境へどのような影響があるのかということについて確認をし、その対策を取ることができてきたと感じております。また、騒音につきましても、音楽イベントにおいて、近隣に大型のマンション等もございまして、音の配慮をするために、スピーカーの音量を調整するですとか、また、スピーカーの向きをマンション側ではないほうに設置をするですとか、様々な取組を行っているところでございます。以上でございます。
- 比留間利蔵委員長 宮田委員。
- 宮田よしひと委員 ありがとうございます。こちらは国史跡という貴重な歴史資源でありますので、単に場所を活用するだけではなく、府中の歴史や文化的価値を感じられる

空間として、市民の誇りや学び、交流につながる活用を進めていただきたいと思います。

2回目の質問で、47号議案のふるさと府中歴史館のほうなんですけれども、ふるさと文庫、これまで「図書館」という名称が使われていたと思うんですけれども、こちらを「ふるさと文庫」に変更するに当たって、例えば郷土資料に特化した施設になるとか、一般図書の取扱いを含め、現在のサービスから内容が変更となる点があるのかどうか伺います。お願いします。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○加藤 敦図書館長補佐 今回の移転に伴って資料の関係でございますけれども、今回の移転の場所は府中市の中心部ということでございます。また、歴史館があること、横には大國魂神社がある関係もございまして、府中市の歴史を感じられる資料については充実させていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 終わりました。宮田委員。

○宮田よしひと委員 ありがとうございます。今回の移転により、休館日だったり開館時間も延びたり、利用者の利便性向上にもつながるものと期待しております。こちら、移転や名称変更に加えて、開館時間、休館日など運用の変更については市民の皆様にご丁寧な周知に努めていただくようお願いいたします。

以上です。

○比留間利蔵委員長 ほかに。えもと委員。

○えもとひろあき委員 ありがとうございます。国府跡の条例についてです。第8条の2、「史跡広場の管理運営上必要な条件を付けることができる」という部分なんですけれども、イベントスケールに対して柔軟な部分って大切だとは思いますが、想定されるものが今あるのか教えていただきたいと思います。

あと、ふるさと歴史館のところですが、宮田委員からも資料についてというものがありました。改めて確認をさせていただきたいと思います。収集され、保管されていた資料の保管についてどういったお考えなのか教えてください。

以上です。

○比留間利蔵委員長 2点についてよろしくをお願いします。

○藤原裕司ふるさと文化財課文化資源活用担当副主幹（兼）中心市街地活性化関連事業推進担当副主幹 まず、第8条の必要な条件についてでございますが、国司館地区が貴重な文化財の史跡であることから、それを傷めないための条件というものが利用に当たっては重要であると考えております。例えば重量のあるものを持ち込むですとか、汚れそうなものを持ち込むですとか、音量の大きなものを持ち込むですとか、そういったことがイベントの申込み時に懸念されるような場合には、史跡を傷めないようにするための配慮を条件として付すことも想定をされます。

また、音量の御質問が先ほどありましたが、周辺環境へも影響を及ぼしそうなものがある場合には、それを防止するための配慮を条件として付すようなことも想定されます。

以上でございます。

○廣瀬真理子ふるさと文化財課長補佐 ふるさと府中歴史館で保管、管理している資料につきましては、主に歴史公文書ですとか、あとは書籍等がありますけれども、歴史的公文書につきましては中央図書館に移転する予定ですので、そちらに引き継いでまいります。

また、歴史館のほうで保管、管理している歴史的公文書以外の資料につきましては、引き続き収集していくものにつきましては、民間倉庫ですとか新庁舎に引き継いで適切に保管を続けていく予定としております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 えもと委員。

○えもとひろあき委員 御答弁ありがとうございます。様々確認させていただきました。

歴史、伝統に関わる部分というのは、市と市民の大切な財産であります。適切に管理、運営していただきたいと思うところと、確実に次世代に引き継げるようなところが明文化されておりますので、研究もしっかりしていただきたいと思います。

以上です。

- 比留間利蔵委員長 よろしいですか。ほかに。前川委員。
- 前川浩子委員 ありがとうございます。今、ほかの委員の皆様の御質問を聞いてよく分かったんですけども、あそこの施設というか、遺跡はとても大事なもののなので、より慎重に管理をなさるとは思います。今、えもと委員からも、管理運営上必要な条件とかのお話がありましたけども、その際に、「申込みのときに懸念される場合は」というお言葉があったんですけども、申込みが結構、教育委員会だけではなくて、イベントの質問が宮田委員からございましたけれども、様々なイベントを行うときに、例えばまちづくり府中ですとか、他の団体とかと一緒にやっていくというのが考えられますので、そのときの申請先は教育委員会一本なのか、それとも、ほかの課と教育委員会が横のつながりをつくって何かやっていくのか、教育委員会は保存のところを大事にしてもらいますよというところを大事にしてやっていくのか、教育委員会一本ではなかなか難しいような気がするんです。その辺をどのようにお考えになっているのかを一つお聞かせください。
- 比留間利蔵委員長 いいですか。答弁をお願いします。
- 藤原裕司ふるさと文化財課文化資源活用担当副主幹（兼）中心市街地活性化関連事業推進担当副主幹 ただいまの御質問に関してですが、まず、国の史跡という文化財の教育に係る施設でありますので、文化財の保護に係る権限が教育委員会にございます。ですので、使用の許可に関する部分は教育委員会となります。
- また、使用許可後の使用料の徴収に関しては、市長部局の権限とはなりますが、実際のところは、文化スポーツ部のふるさと文化財課が補助執行という形で、市長部局と教育委員会の両方の手続を一括して請け負う形となります。
- また、実際の使用料の徴収に当たっては、既にけやき並木などでまちづくり府中を中心に受付等の業務が行われておりますので、そのスキームを活用し、国司館においても、まちづくり府中の御協力をいただきながら申請等の受付は行っていきたいと、現在協議を進めているところでございます。
- 以上でございます。
- 前川浩子委員 まちづくり府中のいろいろなスキームもということで了解いたしました。教育委員会、文化財課に全てとなるとなかなか難しいところもあると思うので、まちづくり府中もこの間いろんなことが整備されてきて、府中の駅周辺から府中本町の一連の動きがすごくできてきたことを喜ばしく思っているというお声も聞いておりますが、もう一つお聞きしたいのが、利用できる時間が午前9時から午後5時までですが、今まで行われている、ジャズイン府中なんかもそうですけど、5時以降にメインのイベントが来ることが多いんですけども、それはそれで時間外の料金をお支払いすれば使っていくという形でよろしいのかと思います。
- 先日のマルシェのときにも、国司館ではジャズが行われていて、結構人がいたんですよ。府中本町から降りてくる人たちが足を止めるという、そういう場所でもあるんだなと思ったんですが、夜、何かあそこで行われると、とても人が楽しんでいっているという光景は目にしておりますので、夜の扱いということの一つ教えていただきたいと思います。
- もう一つ、廃止のほうなんですけれども、資料のことについては、今、ほかの方々の御質問で分かりましたけれども、資料とともにあそこに絵画があるんですよ。お祭りの絵を描いた、誰とは申しませんが、絵画が結構な数があるはずなんですけれども、それはどのように活用されるのか、それこそあそこにある、綾部好男先生の絵画がお祭りの絵なんですよ。府中にとって大國魂神社の例大祭は非常に大切なものなので、あの絵がどうなっていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。2点です。

- 比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。どうぞ。
- 藤原裕司ふるさと文化財課文化資源活用担当副主幹（兼）中心市街地活性化関連事業推進担当副主幹 それでは、1点目の夜間利用についてでございますが、委員御指摘のとおり、別表第10条、システムの6ページの別表に時間外の料金を設定してございます。こちらを利用いただきまして、イベント時などについては夜間の時間帯も御利用いただけるということを想定してございます。
- 以上でございます。
- 比留間利蔵委員長 どうぞ。
- 廣瀬真理子ふるさと文化財課長補佐 寄贈いただきました墨彩画についての今後の取扱いについてでございますけれども、墨彩画そのものは、これまでふるさと府中歴史館において保管、管理してまいりましたが、今後は博物館に移しまして、そこで適切に保管、管理していく予定でございます。
- また、題材としておりますのは、委員御指摘のとおり、くらやみ祭に関するものですので、府中市の歴史を考えると、くらやみ祭は欠かせない貴重な文化遺産でもありますので、くらやみ祭については、新庁舎「はなれ」の歴史展示室、ふるさと巡りにおいても御紹介、解説をしていく予定としておりまして、その中で墨彩画につきましても、その題材を生かして、皆様に分かりやすく御紹介していく予定としております。
- 以上でございます。
- 比留間利蔵委員長 答弁が終わりました。前川委員。
- 前川浩子委員 ありがとうございます。時間外のことも分かりました。夜ですので、それこそ様々な注意がさらに必要になると思いますので、その辺のところも十分イベントを開催なさる方も御協議なさいまして、行っていただきたいと思います。
- 絵画については、博物館に行くということで分かりました。くらやみ祭は大事なものですから、あの絵も、絵って一点ものなので大事にさせていただければと思います。
- 最後にちょっとお聞きしたいんですけど、あそこの国司館、景観的にも非常に優れているということをお聞きしておりますが、これからさらにそれを活用していくに当たりまして、府中市としては、あそこの景観をどのように考えているのかというのを最後にお聞かせいただきたい。よろしくお願いたします。
- 比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。
- 江口 桂ふるさと文化財課長 国司館と家康御殿史跡広場の歴史的な景観でございますが、こちらの場所につきましては、まず、古代について、国府が置かれた時代に、万葉集に多摩の横山とうたわれた多摩丘陵が望める府中随一と言ってもいい眺望の場所でございます。
- さらにもう一つ、古代の国史もそうでしたが、徳川家康の府中御殿が置かれた場所でもございまして、徳川家康は大変富士山を好んだと言われておりまして、恐らく富士山が望める府中の眺望の場所に徳川家康の府中御殿を置いたと考えられますので、古代から中世、近世に至るまで、歴史的な景観上、多摩の横山と富士山が望める眺望の、はけの上に立地した場所が、国司館と家康御殿史跡広場の大きな特徴でもありますし、本市の歴史を象徴する特別な場所であると考えております。それを今後も市民の皆様、市外にも広くお伝えしていけるように、第2期整備の中でのガイダンスではそこも十分に考慮してまいりたいと考えております。
- 以上でございます。
- 前川浩子委員 ありがとうございます。
- 比留間利蔵委員長 よろしいですか。ほかに。西の委員。
- 西のなのみ委員 幾つかお願いします。まず、使用料のことについてなんですけれども、府中市の使用料の原則というのがあったと思うんですが、今回の使用料についての金額の根拠がありましたら教えてください。
- それから、様々な施設の使用料を考えると、例えば市内外の団体の料金が違った

り、土日と平日の差があったりとかあると思うんですが、その辺りの考え方についても教えてください。

それから、先ほど、イベントで1,000人以上の集客があったということもお聞きしたんですが、ここの施設に集客がこれだけあるということについて、駐輪場などについての、どこを使うような想定をされているのかというのを教えてください。

それから、先ほども2期整備計画のお話がありました。第1回定例会でも整備計画のお話が出たんですけれども、その計画との兼ね合いをお聞きしたいんですけれども、たしか第2期の整備計画は令和12年の供用開始だったと思います。ここにも新たな施設ができてというお話で、運用についても指定管理などと組み合わせてというようなお話があったと思うんですけれども、まずは第2期の整備計画に伴って工事が入ったりしたときに今回の広場などが使えるのかどうか、工事中の期間と使い方、どう使えるのかというのを教えてください。

そういうわけで、そこが供用開始になった際には、公共施設としてもまた新たに使い方が変わってくるんだと思うんですが、その際にはまた条例が改正されるのかどうか、その辺りを教えてください。

それから、今回、第2条に国衙跡保存展示施設というのが入っているわけなんですけど、こちらの施設については、貸出しとか利用の仕方というのは何か考えがあるのか。一応条例の中には入っているんですけれども、あまりこちらのほうがホームページなどでも詳しい案内が出てなかったんで、市としての利用の仕方、運用の仕方を教えてください。

取りあえず以上です。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○藤原裕司ふるさと文化財課文化資源活用担当副主幹（兼）中心市街地活性化関連事業推進担当副主幹 まず、1点目の使用料の根拠の関係でございますが、国司館につきましては、第2期整備後に建物ができる予定でございますので、管理運営費等からの使用料の算出ができないことから、対象が広場であることから、行政財産の使用料条例の算出の考え方に基きまして、土地の評定価格、面積、時間などの要素から合理的に設定をしております。また、けやき並木など他の公共空間の事例なども参考として、著しく乖離しない水準としておりますので、そのような形で価格の設定をしております。

続きまして、市内外、土日の関係でございますが、現在のところ、市内外、土日で料金を変えろということは想定をしております。

続きまして2点目、駐輪場の関係でございますが、イベントの開催時など多くの来場者が見込まれる場合には、臨時の駐輪場を施設内に設置をするように使用者に呼びかけを行います。そして、人数が多いようなイベントにおいては、誘導員などを配置するなど、事故のないように適切に自転車の誘導を行いたいと考えております。

続きまして、整備計画による工事の関係でございますが、今年度から設計作業に入っているところでございまして、実際にどの期間に閉鎖をするというようなところは、設計と施工のステップを検討する中で決定をしていきたいと考えております。

続きまして、供用開始後の関係でございますが、基本的には、管理運営の部分が、2期整備施設についての管理運営者の決定等もございまして、整備後については、その状況に応じた条例の改正が必要になるものと認識をしております。

○比留間利蔵委員長 どうぞ。

○廣瀬真理子ふるさと文化財課長補佐 条例第2条にございます国衙跡保存展示施設の活用についてでございますが、当該地につきましては住宅街の中にありまして、すぐ隣が民家であり、また面積も国司館と比べると非常に狭いという特徴がございます。ですので、国司館と同じような活用の仕方は難しいようにも捉えているところではございますけれども、活用を否定するものではございませんで、まちづくり府中ですとか関連団体のお知恵等もいただきながら、引き続き、こういった活用ができるのかということを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 どうぞ。

○藤原裕司ふるさと文化財課文化資源活用担当副主幹（兼）中心市街地活性化関連事業推進担当副主幹 1点答弁が漏れておりまして、失礼をいたしました。先ほどの工事期間中に広場が利用できるかというところでございますが、2期整備工事に伴いまして、現在設置をしている仮設事務所等も撤去が必要になります。そうすると、無人の状態になるということもありまして、工事の安全管理上、利用はできないものと現状想定をしております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 西の委員。

○西のなのみ委員 ありがとうございます。まず、使用料については、取りあえずは分かりました。けやき並木の公共空間の利用なども参考にされたということなんですけれども、今回、都市再生整備計画も第3回の変更が今年の初めにあったということで、都市利便増進協定というのが恐らくまた新たにまちづくり府中と結ばれるんだと思うんですが、今回の使用料については、その協定が結ばれた後は、まちづくり府中の収入になるのか、市の歳入になるのかというのを教えてください。

それから、駐輪場については、会場の中に臨時駐輪場を造ることが可能なんですか。今、府中本町の市役所側って駐輪場が平時から非常に少なく、なかなか止められないという声もあるんですけども、例えば今後、市庁舎が完成したときには、市庁舎の駐輪場も恐らく使えるんじゃないかなと思うんですが、そういったところでの台数の管理というんですか、適正な台数が確保できるのかどうかというのはお考えになっているのかを教えてください。

それから、2期の整備計画については、工事中は使えないということは、やはりイベントなどは1年ぐらい前から想定されるんだと思いますので、令和12年供用開始の前、どれぐらい使えなくなるのかというのは計画が出るんだと思うんですけども、その後の運用についてはまた条例改正も検討されるということで、取りあえず分かりました。その辺りの計画については、分かった段階で何らかの報告があると思いますので、そこからは報告を待ちたいと思います。

国衙跡についても分かりました。確かに小さくて民家が迫っているんですけど、せっかくある施設なので、連動させて、見学するツアーなどもあったらいいのかなと思っていますので、活用をお願いしたいと思います。

そして、ちょっとお聞きしたいのは、今回、にぎわいの創出というところもやはり言われていまして、イベントも非常に好評ということなんですけれども、ここでのにぎわいの創出というのが、まちづくり府中とともにということなんですけれども、一般的にけやき並木とかペDESTリアンデッキとかとは場所的に性質が違うものだと思います。今回の条例でも歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐというようなことも言われていますし、そういったところで、ここならではの考え方、もしくは使い方のルールみたいなのが必要んじゃないかなと思っています。中に、利用できる時間だったり内容について、「教育委員会が認めるとき」という表記もあるんですけども、イベントだったり借りる方のにぎわいの創出と歴史的な価値のバランスを誰が見ていくのか、評価というのはどこでするのかという、今の時点で考えがあれば教えてください。

以上です。

○比留間利蔵委員長 ここで都合により10分程度休憩させてください。よろしく申し上げます。

○比留間利蔵委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、西の委員の答弁をお願いいたします。お願いします。

○藤原裕司ふるさと文化財課文化資源活用担当副主幹（兼）中心市街地活性化関連事業推進担当副主幹 1点目の使用料の関係でございますが、こちらにつきましては、条例に

基づく公の施設の使用料というところがございますので、原則的には市の歳入となるものがございます。

続きまして、2点目の駐輪場の設置が可能かどうかというところがございますが、これまでも大きなイベントを開催する際には、国司館の入口の付近に臨時の駐輪場などを設置しまして、1,000人規模のイベントの際にも台数を確保できている状態でございますので、スペースについては確保が可能なものと考えております。

○比留間利蔵委員長 お願いします。

○江口 桂ふるさと文化財課長 続きまして、3点目の性質が違うという、史跡ならではのところがございますけれども、委員がおっしゃるように、この場所が国の史跡であるというところを、条例で規定している事業を行うに当たっても、そこはしっかりと利用者の方に知っていただくことが大事だと思っておりますので、例えばイベント時にも、歴史的なところを加味したところを取り入れてもらうとか、そういうところを国の史跡とイベントを行うというバランスをしっかりと市としても考えて、そこは市としてもしっかりとその指導というところは、内容もきちっと見て、そこは考えをしっかりと事業者側にも伝えていけるようにしたいと思っておりますので、今後、使い方のルールなどについても、条例の施行までにしっかりと決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 西の委員。

○西のなのみ委員 まず、使用料について最後確認なんですけれども、基本的には市の歳入になるということなんですけど、この都市利便増進協定を結ぶのかどうか、結ぶとすると、まちづくり府中の収入になるのではないかなと思うんですが、その確認を最後お願いします。

それから、駐輪場については分かりました。

そして、最後に御答弁いただきましたけれども、公共空間の使い方、公共施設、また国の史跡というところで、やはりここで民間の営利目的が優先されたり、ここが公共ということを度外視して、誰でも自由に使えるというところに制限がかかるようなことがあってはいけないのかなと思っております。そこは考えていただくということなんですけれども、お願いとしましては、こういった使い方をされているかどうかという評価というのを必ずしていただきたいかなと思っております。それが教育委員会のところになるのか、その辺りについても検討していただきまして、お願いしたいと思っております。1点、確認をお願いします。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。

○江口 桂ふるさと文化財課長 都市再生整備計画をもう既に変更していただいております。今後、都市利便増進協定をまちづくり府中と締結をしたいということで今協議をしております。その協定締結後につきましては、公の施設ですので、使用料については、公の施設としてしっかりと歳入としての枠を残して、また別途、けやき並木と同じような形での仕組みは協定の中で検討して協議をしておりますので、その取組で行っていきたいとは考えております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 ほかに。そなえ委員。

○そなえ邦彦委員 史跡広場の使用料ですけど、12条で、一旦納入した使用料については還付しないということなんですけど、ただし市長が相当な理由があると認めるときには還付できるという、相当の理由というのはどういう理由なのか、想定しているのか。

○比留間利蔵委員長 1点で。

○そなえ邦彦委員 うん。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。

○藤原裕司ふるさと文化財課文化資源活用担当副主幹（兼）中心市街地活性化関連事業推進担当副主幹 ただいまの還付の関係でございますが、還付の具体的な内容については、

今後制定をします施行規則のほうで定めていく予定でございます。現時点で想定している内容でございますが、使用者の責任でない理由によって使用することができない場合ですとか、市または教育委員会の特別の必要により使用の承認自体を取り消す場合、また、予約をしたけれども、申込みをしたけれども、かなり前の段階で取消しの申込みをした場合というの、具体的にいつからというのは今後決定するところではございますが、事前にキャンセルをするような場合についても、還付というのは可能になるものと想定しております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 よろしいですか。ほかに発言はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○比留間利蔵委員長 それでは、御発言がないようですので、これより第46号議案及び第47号議案の2議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。2議案に対して可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○比留間利蔵委員長 御異議なしと認め、第46号議案及び第47号議案の2議案に関しましては可決すべきものと決定いたしました。

### 3 第48号議案 府中市立図書館条例の一部を改正する条例

○比留間利蔵委員長 続きまして、付議事件3、第48号議案 府中市立図書館条例の一部を改正する条例を議題といたします。本件について担当者から説明を求めます。お願いします。

○加藤 敦図書館長補佐 ただいま議題となりました第48号議案 府中市立図書館条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案は、市立宮町図書館の名称及び位置の変更等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、市立ふるさと府中歴史館内に設置している市立宮町図書館については、現在、新庁舎「はなれ」への移転に向けた取組を進めております。当該移転により、現代の宿場町をコンセプトとする新庁舎において、引き続き図書館サービスを提供していくため、市立宮町図書館の名称等を変更するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。第2条は名称及び位置を規定しておりまして、「府中市立宮町図書館 府中市宮町3丁目1番地」を「府中市立ふるさと文庫 府中市宮西町2丁目24番地」に改めるものです。

次に、システム2ページから3ページにかけての第3条・別表につきましては、図書館の開館時間及び休館日を規定しておりまして、「館の区分」にある「府中市立宮町図書館」を「府中市立ふるさと文庫」に、開館時間については、「午前9時から午後5時まで」を「午前9時から午後7時まで」に、休館日については、(1)及び(2)の条文中「5月3日から5月5日まで」とあるものをそれぞれ削除し、「1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで」に改めるものです。

なお、蔵書整理や設備点検等に伴う休館日につきましては、府中市立図書館条例第3条第2項に基づき、別途定めるものといたします。

最後に付則でございますが、この条例は令和9年1月4日から施行することを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○比留間利蔵委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいですか。前川委員。

- 前川浩子委員 ありがとうございます。前にもお聞きしたことがあるんですけども、宮町図書館、さっき宮田委員も文庫ということで御質問になっていましたけれども、蔵書の数とかは変わらないというのが分かりましたが、そのほかに、新しいところに行つて、どういうメリットが生まれるのかというのをお聞かせいただきたく思います。1点です。
- 比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。
- 加藤 敦図書館長補佐 移転に伴うメリットということでございますけれども、大きな点といたしましては、今回の移転に伴って、幼児・児童向けのおはなしコーナーを設ける予定でございます。こちらのコーナーについては、靴を脱いで子供たちが足を伸ばして自由に過ごせる空間を用意する予定でございます。こういったことから親子の方が安心して自由に過ごせるような空間をつくっていきたく考えてございます。
- 以上でございます。
- 比留間利蔵委員長 前川委員。
- 前川浩子委員 とてもよいことだと思います。子供のときから本に親しむというのはとてもよいことなので、府中のまちの真ん中でそういうことができるというのはとてもよいことだと思いますが、もう一つだけ、職員体制がどうなっていくのかというのをお聞かせください。時間延長がありますので、今働いている方もいらっしゃって、すごく熱心にお仕事してくださっているんですよ。その方々も含めた職員体制についてお知らせください。お願いします。
- 比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。
- 加藤 敦図書館長補佐 職員の配置に関する関係の御質問でございますが、現在、運営については月額制、時間額制の方の体制で運営を行っているところでございます。今回、開館時間が午後7時までという形で2時間ほど延びますので、この点については、現在働いている方へのヒアリング等を行いながら、職員の配置については不足がないよう詰めていくことを考えてございます。
- 以上でございます。
- 比留間利蔵委員長 前川委員。
- 前川浩子委員 御丁寧にありがとうございます。やはり図書館とか今度、文庫ですけど、にはきちんとした人がアテンドしてないとうまく回らないところがありますので、そのところはよろしく願いいたします。
- まちのど真ん中に、繁華街というか、にぎわっているところに図書館があるというのは非常に大事なことです。これからこの文庫がどのように発展していくかということをご期待しておりますので、よろしく願いいたします。
- 以上です。ありがとうございます。
- 比留間利蔵委員長 ほかに発言はございませんでしょうか。えもと委員。
- えもとひろあき委員 先ほど前川委員から人員配置についてお話があったと思います。それで理解はしたんですけども、職員の方の終業時間、終わる時間、想定は何時になるのかというのを教えていただきたいと思います。
- 比留間利蔵委員長 1点、お願いします。どうぞ。
- 加藤 敦図書館長補佐 職員の終業の時間でございますけれども、今回延びた場合の午後7時までが開館時間となりますので、そこから最後の片づけ等を含めまして、15分ぐらい作業がございますので、そのぐらいを想定しているところでございます。
- 以上でございます。
- 比留間利蔵委員長 えもと委員。
- えもとひろあき委員 確認させていただきました。ありがとうございます。様々自動化が進んでいるとはいえ、負担というものもありますので、職員の負担と利便性の向上というバランスはなかなか難しいものがあると思います。ある程度余裕のあるオペレーション、配置をよろしく願いいたします。

以上です。

- 比留間利蔵委員長 ほかに発言ございませんでしょうか。よろしいですか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 比留間利蔵委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決をいたします。  
お諮りいたします。本件について可決することに御異議ございませんでしょうか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 比留間利蔵委員長 異議なしと認め、第48号議案は可決すべきものと決定いたしました。  
ここで、現地視察を行うため、委員会を休憩いたします。
- 比留間利蔵委員長 それでは、文教委員会を再開いたします。

#### 4 第54号議案 旧府中市立八ヶ岳府中山荘解体工事請負契約

- 比留間利蔵委員長 付議事件4、第54号議案 旧府中市立八ヶ岳府中山荘解体工事請負契約を議題といたします。本件について担当者から説明を求めます。お願いします。
- 上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました第54号議案 旧府中市立八ヶ岳府中山荘解体工事請負契約につきまして御説明申し上げます。本案は、山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番1において、旧府中市立八ヶ岳府中山荘解体工事を施行するものでございます。第54号議案参考資料の入札経過調書をお開きください。  
入札は、令和8年4月22日、11者による総合評価方式を用いた条件付一般競争入札を実施いたしました結果、予定価格4億7,214万円、調査基準価格3億7,393万4,880円、失格基準価格3億5,523万8,136円に対し、入札金額3億7,770万円、価格評価点20.00と技術評価点12.00を合わせた評価値32.00の府中市住吉町3丁目1番地の8、TENACIOUS株式会社が落札いたしました。落札率は79.99%でございます。  
第54号議案の議案書のシステム2ページを御覧ください。3に記載のとおり、落札額に消費税及び地方消費税を加算した契約金額4億1,547万円で、令和8年4月30日付で同者と仮契約を締結しております。5の工期は、令和8年7月6日から令和9年12月28日まで、6の支出科目等は、令和8年度一般会計、総務費、総務管理費、債務負担行為となっております。  
以上、請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものでございます。なお、工事の内容につきましては、教育部学校施設課から御説明申し上げます。
- 比留間利蔵委員長 どうぞ。
- 大南尚也学校施設課長補佐 それでは、工事の内容につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、第54号議案参考資料「旧府中市立八ヶ岳府中山荘解体工事」をお開きください。システムの2ページを御覧ください。  
左側の建物概要につきまして、1の工事場所は、山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番1、2の用途地域・地区等は都市計画区域外、3の敷地面積は1万7,106.91平方メートル、4の延床面積は4,411.21平方メートル、5の構造・階数は、鉄筋コンクリート造・地上3階、地下1階、6の面積表は、解体する建物の床面積について表示しており、記載のとおりでございます。  
次に右の案内図でございますが、上が北の方位を示しており、中央上部の斜線で表示している範囲が本工事の工事場所でございます。  
次に、システムの3ページを御覧ください。こちらは現況配置図でございますが、図の右上が北の方位を示しております。斜線で表示しておりますのが、本工事において解体する建物でございますが、宿泊棟本館、宿泊棟学習館、宿泊棟集会場及び渡り廊下で構成された宿泊棟のほか、敷地中央部の屋外調理場、敷地北側の車庫及びごみ置場の計4棟でございます。

次に、システムの4ページを御覧ください。図の上段に、解体する宿泊棟本館の北西立面図、北東立面図、図の下段に南東立面図、南西立面図を示しております。

続きまして、システムの5ページを御覧ください。図の上段に解体する宿泊棟集会場の各立面図を、図の下段に解体する宿泊棟学習館の各立面図を示しております。

次に、システムの6ページを御覧ください。仮設計画図でございます。本工事期間中における仮設計画図につきましては、右下の凡例に従い、安全対策といたしまして、「仮囲い位置」「仮囲い出入口」「工事車両出入口」「交通誘導員の配置位置」などを表示しております。また、防音対策として、宿泊棟外周部を囲んでいる二点鎖線が「防音パネル位置」となります。工事中の安全及び騒音につきましては十分注意し、施工してまいります。

なお、当該施設を廃止することにつきましては、令和6年第3回市議会定例会において可決されており、令和6年9月27日に施行しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○比留間利蔵委員長 それでは、説明が終わりましたので、これより質疑・意見を求めます。西の委員。

○西のなおり委員 参考までにお聞きしたいと思います。先ほど、もう議会で廃止の案が出ていましたので承知をしているんですけども、ここの土地、山梨県の土地を府中市など、ほかの市もありますけれども、子供たちが使う用途として借りたということなんです。その後、たしかサウンディング調査をして、そのときは事業者が手を挙げていたかと思うんですが、結果的には譲渡の先が見つからなかったということだったと思いますが、もしも譲渡された際には、その用途というものは変えられるものだったのかというのを確認したいと思います。日野市だとか近隣市も同じように使っていたわけなんです。その辺りの他市の状況なども分かる範囲で教えていただけたらと思います。

以上です。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○大南尚也学校施設課長補佐 初めに、譲渡につきましてでございますが、隣の日野市のところにつきましても同じように譲渡をしているというところがありますので、譲渡については可能と考えております。こちらについては山梨県とも協議しております。

続きまして、直近の動きでございますが、立川市が廃止しております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 西の委員。

○西のなおり委員 分かりました。府中市においても、長年子供たちが利用してきた施設ということで残念だとは思いますが、内容については了承いたしました。分かりました。

以上です。

○比留間利蔵委員長 ほかに。えもと委員。

○えもとひろあき委員 請負契約については理解できました。工期についてなんですけれども、令和9年12月28日までとなっております。これは山梨県との賃貸借契約上、更新が必要になったりとかするのかわかるかというところをお伺いさせてください。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。

○大南尚也学校施設課長補佐 賃貸借契約につきましては解体までとなりますので、令和9年度までとなっております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 えもと委員。

○えもとひろあき委員 令和9年度までですね。社会情勢による工期の変更だったりとかも単価変更等で御報告はあろうかと思うんですけども、また進捗を都度教えていただけるようよろしくお願いいたします。

以上です。

○比留間利蔵委員長 ほかに。前川委員。

○前川浩子委員 令和6年のときにも大分お話を伺ったんですけども、公共施設の在り方というものがあるのかどうかというのをそのときにも聞いたと思うんですが、例えばこの施設、今壊れているところを全部直して、また使うとなったら幾らぐらいかかるかという試算をしたことがあるのかということをお聞きしたいのと、ここが廃止されることによって、中学生の宿泊の学習についてどのような変化が出ているのかということをお聞きいたします。

何て言ってもいいのかわからないですけど、結局、コンクリートの耐用年数が50から65年と言われている中で、寒いところで雪もたくさん降るところなので劣化が激しかったのかという評価を専門家にいただいたことはあるのかどうかということをお聞きしたいです。私もよくここは子供たちを20人ぐらい連れてスキーに行っていたので、今の動画は懐かしかったです。その辺をお聞かせください。

○比留間利蔵委員長 3点お願いします。どうぞ。

○大南尚也学校施設課長補佐 初めに、今劣化しているところの修繕につきましては、こちらにつきましては2.2億円かかる予定となっております。

宿泊についての変化でございますが、こちらにつきましては、今、民間の宿泊施設を使っている状況でございます。

続いて、専門家が評価をしているかということですが、こちらにつきましては、建築士による診断というのは、定期的な定期報告は受けております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 前川委員。

○前川浩子委員 ありがとうございます。立川の市議会議員の方ともつい先日話して、やはりコストがかさみ過ぎるので、立川も宿泊施設を維持することがもうできないというので断念したと言っていました。結局あそこは劣化がすごく激しいという御意見が出ていたのと、小金井市と日野市は維持していますけれども、それもいつまでできるのかは未確定というお話を伺っていますので、令和6年の3定で出ていまして、9月にも執行されていることですので、廃止という方向はやむを得ないとは思っておりますが、それと、ちょっとお聞きしたいんですけども、落札したところは府中の会社ですよね。府中の会社が向こうに支社のようなものを持っているのかどうか、それともここが委託に出すのか。

それと、工期が令和8年7月6日から令和9年12月28日ということで、あそこは冬場は作業ができないと思うんですけども、その辺は事業者との確認ができていいのかどうか。

随分お安く契約ができたなと思うんですけども、この会社、点数が高かったですよというのは分かるんですが、79.99%というのはちょっと低いのかなと思うんですが、その辺の評価はどうなっているのかお聞かせください。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○上野絃美契約課長補佐 それでは、まず1点目の落札業者が山梨県に支社があるかどうかという御質問にお答えいたします。前提としまして、このTENACIOUS株式会社でございますけれども、こちらは昨年度称号変更いたしました旧池田土木の会社になります。TENACIOUS株式会社につきましては、支社は山梨県には持ってございませんが、例えば産業廃棄物の許可につきましては東京都も持っておりますし、山梨県も持っておりますので、特段今のところ、山梨県での施工に無理な体制があるとは捉えておりません。

○大南尚也学校施設課長補佐 続きまして、冬季についてでございますが、まず、初めの発注のときでございますが、こちらで冬季のところについては休工する旨のことを記載しております。こちらにつきましては1月から3月になりまして、令和8年、本年の12

月まで解体で、上屋の部分を解体する予定としております。その後、冬季を挟みまして、残りの部分の解体をするという予定になっております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 どうぞ。

○遠藤勝久契約課長 3点目の解体工事の落札率の低さについてですが、こちらにつきましては、解体工事に関しまして、建築工事と比べまして、資材の調達等がございません。また、当該事業につきましては、解体工事につきましては、自社で解体する事業者によっては、重機を持っているのかオペレーターを配置できるというようなところで、各社の状況によって落札状況に変化が起こっているような業種でございます。近年、解体工事、公共施設の廃止ですとか学校改築において行っておりますけれども、こういったところでも落札率は80%程度となっている状況でございます。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 前川委員。

○前川浩子委員 最後ですので。過去においていろいろありましたので、懸念をする部分が全くないというわけではないんです。山梨県での解体工事になりますので、これがきちんとか行われていくのかどうかというところは非常に心配です。なので、その辺のチェックをきちんと担当でやっていっていただいて、必ず現地に行っていたいただきたいんです。現地に行ってきたと確認をして、産廃の許可を東京と山梨で取っているといたっても、実際にどこの誰が工事しているのかというのをきちんと見ていただかないと、私、懸念がございますので、そこだけはよろしく願いいたします。この契約については問題はありませんのでいいんですけれども、そこだけチェックを厳しくお願いいたします。よろしく申し上げます。

以上です。

○比留間利蔵委員長 ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○比留間利蔵委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決いたします。

反対意見がないようでございますので、お諮りいたします。本件につきましては、可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○比留間利蔵委員長 異議なしと認め、第54号議案は可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

比留間利蔵委員長 それでは、委員会を再開いたします。

## 5 陳情第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

○比留間利蔵委員長 付議事件5、陳情第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。どうぞ。

○篠塚誠二議事課長 それでは、陳情文書表の3ページを御覧ください。陳情人住所氏名は、府中市清水が丘2-36-3、学校教育の中立性と透明性を守る東京都民の会代表、伊東邦子さんほか2人。件名は、公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情。

陳情理由。中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や

社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、または反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。亡くなられた\_\_\_\_の御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とは言えない趣旨の思いもつづられています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童・生徒、保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対活動を物心両面で支える「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県合わせて300団体以上確認できます。東京都においては、賛同団体109団体のうち100団体、すなわち91.7%が教職員・学校職員組合系団体です。

教職員系団体及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄附」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行、校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

陳情項目。

① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招聘または関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。併せて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。教育委員会または学校に保

存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。その上で、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。③により、該当またはその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 それでは、これより質疑・意見を求めます。宮田委員。

○宮田よしひと委員 ありがとうございます。本陳情につきましては、不採択の立場から意見を申し上げます。

まず、沖縄県で発生した修学旅行中の事故で亡くなられた方に対し、心よりお悔やみを申し上げます。学校行事における安全確保は極めて重要であり、事故の検証と再発防止に取り組むことは必要であります。しかし、本陳情は事故を契機として、平和教育の内容や過去の教育活動の調査、点検などを求める内容となっております。事故の検証と教育内容への政治的関与は分けて考えるべきであり、教育内容については、教育委員会及び学校が専門的な立場から判断すべきものと考えます。教育内容に政治が介入することには慎重であるべきと考え、本陳情は不採択を主張いたします。

○比留間利蔵委員長 ほかに。西の委員。

○西のなのみ委員 質問をさせていただきたいと思います。今回、陳情が四つの項目で出ていまして、三つの項目をお聞きしたいんですけども、まず①、教育委員会として政治的中立性に関する基本方針を確認ということなんですが、私は選挙権が18歳に引き下げられた際にも、政治的な具体的な内容を取り扱うことが、子供たちの民主性を育むためにも必要なものだと思っております。今の学校現場の中で、何か留意していることとか方針があれば教えてください。

それから、②の安全管理についてです。今回の沖縄の事故は本当に痛ましい、あってはならない事故だと私も思っています。教育委員会のほうで、修学旅行とか校外学習のところで、今回の事故を受けて、これまでも注意されておられると思うんですが、留意されていること、安全管理の面であれば教えてください。

それから三つ目の過去の修学旅行、平和学習等の記録というところなんですが、議会にも教育委員会の報告が示されていますので、私たちも目にしております。それで確認ができるのかと私としては思っているのですが、それ以外に、何か確認のしようがあるものがあるのかというところの視点で教えてください。

以上、お願いします。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○鈴木 篤指導室統括指導主事 まず、1点目の教育委員会としての政治的中立性についての見解、留意点等についてですけども、学校教育においては、教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の趣旨に沿って、児童・生徒の心身の発達段階に即して教育活動が行われることが重要であると考えております。政治的な中立性に関しては、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないことや、先ほど申し上げたように、児童・生徒の発達段階を踏まえて多面的・多角的な考察ができるように、特に慎重に配慮して行うべきであると考えております。

以上です。

○比留間利蔵委員長 どうぞ。

○中尾友昭指導室統括指導主事 2点目の安全確保についてお答えいたします。宿泊学習も含め、学校における安全管理や事故対応につきましては、文部科学省が策定している

学校の管理下における事故対応の指針を踏まえ、修学旅行や校外学習の実施に当たり、危険性の事前把握や安全管理体制の整備、緊急時の対応体制等、確認は行っております。また、各学校には危機管理マニュアルの作成を義務づけるとともに、作成状況を把握、確認できるよう、教育委員会にも提出を求め、内容が実効性あるものとなるよう点検、助言を行っております。

続きまして、3点目の過去の記録につきましては、修学旅行や校外学習につきましては、各学校が作成、保存している計画書、実施要項等の記録が、教育活動の適正性や安全管理を確認する上で重要であると確認しております。また、保護者への説明につきましても確認しております。

また、校外学習指導届のほかに、学校が作成している修学旅行等のしおり、詳細な計画が書かれておりますので、そちらの提出も求めておまして、また、その内容の確認も行っております。

以上となります。

- 比留間利蔵委員長 西の委員。
  - 西のなおり委員 取りあえず分かりました。意見は後ほど。
  - 比留間利蔵委員長 一緒にどうぞ。
  - 西のなおり委員 一緒にしましょうか。分かりました。確認ができました。今回陳情者の方がおっしゃっているような、中学生が将来の主権者として社会の課題を主体的に考え、判断する力を育むことが求められているということは私も同意しますし、また、今回の事故を受けまして、先ほど御答弁いただきましたけれども、より安全確保ということについては、いま一度確認をしていただきたいという思いを強く持っています。
- 一方で、このたび文科省が教育基本法に違反しているというような認定をしたというところにつきましては、私としましては、先ほども申しましたけれども、子供たちが成長する中で、いろんな意見を出し合ったり、そういったところで民主主義の基本を育むというところは非常に大切なものだと思っております。
- そこで言われているのが、政治的な中立性というものの基準が曖昧であること、そのままでいろんな平和学習ですとか主権者教育をどうするのかということを進める上では、教育する先生方が萎縮することがないようにしていかなくてはならないと思っております。そういった意味で、今回の陳情、4件ございますけれども、②の安全管理については引き続きの徹底をより強めていただきたいというところはありますけれども、そのほかの点につきましてはちょっと賛成しかねるということで不採択を主張いたします。

- 比留間利蔵委員長 ほかに。えもと委員。
  - えもとひろあき委員 質問をさせていただきます。先ほど西の委員の質疑の中で、安全面について実効性のあるものになるところで、具体的な取組を教えてくださいと思います。
- あと、校外学習について保護者への説明の部分をお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 比留間利蔵委員長 2問質問です。よろしく申し上げます。どうぞ。
- 鈴木 篤指導室統括指導主事 まず、1点目の安全面、実効性のある取組についての具体的な取組ですけれども、各学校においては、宿泊等の学習、校外での学習の際には、事前に現地に視察に赴いて、そこでの安全確認、例えば災害時の避難経路の確認であるとか安全面の確認を現地に行き、行っております。

また、それに基づいて、児童・生徒への指導、また安全の計画を立てた上で教育委員会のほうにも校外指導の届けという形で届けを提出した上で実施をしているところです。

また、保護者への説明等については、宿泊学習の場合においては、前年度の段階から、保護者会等で趣旨の説明等を行っておりますし、当該年度になった段階で事前の保護者説明会等を実施して、その内容や目的、安全管理の面について保護者に説明するとともに、児童・生徒にも配布しているしおり等を使って保護者にも十分説明をしております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 えもと委員。

○えもとひろあき委員 お答えありがとうございました。府中市においては、御答弁から適切に安全に配慮されている、運用されていると判断できると思います。今回の陳情に関しましては、不採択の立場で意見を言わせていただきたいと思います。教育の現場において尊い命が失われたということは極めて痛ましい出来事であって、改めて安全管理の徹底を求めていきたいと思います。それとともに、教育の質の向上についてもしっかりと受け止めていかなければならないと感じております。教育基本法第14条第1項と第2項のバランスや中立というものの曖昧性が本陳情の本質だと捉えております。これは柔軟性とも呼べますが、同時に解釈の余地が大きく、運用が困難といった課題もあります。ただ、第14条や関連法の精神に鑑みれば、中立性を求めることも当然だと考えます。また、児童・生徒の安全というものは最優先事項であることは間違いありません。違反や不備があれば是正し、中立性、安全性を求めることは政治介入には当たらないと私は考えています。

一方、本市以外の個別の事案を念頭に置いた本陳情を採択することは、教育基本法第16条の趣旨に照らせば適切でない判断することが妥当です。教育基本法第14条の精神、趣旨を踏まえた多角的・公正な指導と中立性及び透明性の確保、安全管理の徹底という目的は強く賛同するものの、上述した理由により不採択を主張させていただきます。

以上です。

○比留間利蔵委員長 ほかに。前川委員。

○前川浩子委員 ありがとうございます。やはり安全管理のところは非常に大きな課題でして、宿泊とかの前には必ず保護者会があったと記憶しておりますし、非常に細かくいろいろ御説明いただいて、年を追うごとに項目が多くなっていったという記憶がございます。安全管理だけではなくて、その中にアレルギー対策が入ってきたりいろいろしたんですけども、実際に行ってみると、私、非常によく覚えているのが、小学生が日光に行ったときに、戦場ヶ原で雷雲に遭うと、あそこは非常に雷が危ないというので、子供が小学生のときに、雷が起こったらこういう避難の仕方をしなさいというのを子供に訓練をしたというお話をいただいて、高い木は駄目だよって。だからといって低ければいいってものじゃなくて、とにかく早くバスに戻れというのを聞いて行ったって。戦場ヶ原はそんなに危ないんだと思った記憶があるんですけど、子供たちが今取り巻かれている社会状況の中で、何があるか分からないというのは、教育委員会としてもなかなか難しいところだと思いますけれども、学校における校外活動安全確認の徹底についてということで文科省もいろいろ言うておりますけれども、危機管理マニュアルが各学校にあるのは存じ上げておりますけど、ここでチェックリストというのをつくっておりますよね。学校の危機管理マニュアル等の評価の見直しガイドラインと、その中にあるチェックリストというのを学校でもう一度やっているのかどうかというのだけお聞かせいただきたいです。よろしくをお願いします。

○比留間利蔵委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○鈴木 篤指導室統括指導主事 学校の危機管理マニュアル等の安全対策については、チェックリスト等も活用しながら、毎年度、実態に合わせて評価と課題等を洗い出して見直しを行っておりますので、そのような形で、学校の危機管理マニュアルの更新が随時されているものと捉えております。

以上でございます。

○比留間利蔵委員長 前川委員。

○前川浩子委員 御答弁ありがとうございました。府中市においては、学校での児童・生徒の安全を守るために、チェックリストも使いながら危機管理マニュアルを整備していることが分かりました。ありがとうございます。この陳情に関して、私は不採択の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、教育委員会にいろいろと求めていますけれども、なぜこれを議会に出してきたのか私には分かりません。私ども議会が教育の分野に手を突っ込んで、あれをしるこれをしろと言うことはできませんので、そこからまず間違っていると私は思っております。

それともう一つ大きな間違いというか、違和感があるのは、辺野古の事件は非常に痛ましく、亡くなった方は本当にもう御冥福をお祈りする以外ないんですが、あれは高校であって、それも私立です。この陳情はそれがぐちゃぐちゃになっていて、「中学生は」と書かれていながら、挙げている例が私立の高校ということは非常に違和感があります。

それともう一つは、辺野古移設反対運動を物心両面で支える辺野古基金の賛同団体、名称上確認できる教職員・組合系団体というのをここにに入れてくるということが非常に嫌らしい意図を感じるんですよ。教職員団体を否定するような書き方に私は非常に違和感があります。違和感はそれぐらいですが、基本的に平和教育の政治的中立性に関すると言いますが、中立はこの陳情の中で言っていますが、誰がどのように判断するのかと。それは各学校、そして教育委員会が、府中市の公立の小学校、中学校の中でどのように子供を育てていくかということを十分に御検討いただいていると私は信じておりますので、政治的中立性というものを掲げながら、極端に右、極端に左に行く人はいますので、これは非常に怖いことでございますね。

過去の修学旅行の記録を確認することを保護者の視点から見て、保護者の視点ってどういうことなのかよく分かりませんが、私はいろんなことをやってまいりましたので、子供たちがいろんなところに行って、今なら京都ですよ、中学生。でも、少し前は、今39、38ぐらいのときは東北の農家とかにも行っているんですよ。あの頃は体験学習がはやったので。様々なところで子供たちが様々な経験をするということが一番のことなので、疑いがある、確認されたときにはどうするか、懸念がとか、こういうことは一体誰がどのように具体的に評価していくかも示されずに、ただ単に違和感、また、こういうことがあるぞというおそれのようなものをあおるだけのように見えますので、基本的に中立というのは、子供がいろんな経験をして、いろんな経験の中から自分で考えていくことだと思っておりますので、この陳情に関しては不採択を主張いたします。ありがとうございます。

○比留間利蔵委員長 ほかに、そなえ委員。

○そなえ邦彦委員 皆さんと大分重複するんですけど、改めて教育委員会として、過去に政治的な中立性に反するような事例があったのかどうか、それから、そういう場合に、教育委員会としてどのようなチェックをしていくのか、その辺についてお聞きします。

○比留間利蔵委員長 お願いいたします。どうぞ。

○中尾友昭指導室統括指導主事 まず1点目の政治的中立性に違反した件があったかという件については、教育委員会としては把握はしておりません。

あと、政治的中立性の確保に向けては、教員による特定の考え方に誘導等が行われないう、各学校においては教育課程や年間指導計画を作成し、これを教育委員会に提出することにより、教育内容の全体像について確認を行っております。

以上になります。

○比留間利蔵委員長 そなえ委員、どうぞ。

○そなえ邦彦委員 今、前川委員からお話があった高校での平和教育活動というか、それと、府中市の教育委員会での立場はちょっと違うと思うんですよ。今の答弁では、過去にもそういう例がないし、厳密なチェック体制があるということですから、陳情者の方には申し訳ないですけど、採択する必要がないということで不採択です。

○比留間利蔵委員長 ほかに発言ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○比留間利蔵委員長 それでは、全員、皆さん不採択ですが、採択に御異議があるということでございますので、挙手にて採決をいたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○比留間利蔵委員長　ゼロということですので、この陳情に関しましては不採択にすべきものと決定いたしました。